

(子ども家庭庁)

不 当 事 項

役 務

- (17) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

- (18) 子どものための教育・保育給付交付金の経理が不当と認められるもの
(19)

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)(令和 7 年度以降は、子ども・子育て支援特別会計(子ども・子育て支援勘定)) (項)子ども・子育て支援推進費
部 局 等	2 都県
交 付 の 根 拠	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)
交 付 金 事 業 者 (事 業 主 体)	2 市区
交 付 金 事 業	子どものための教育・保育給付交付金事業
交付金事業の概要	市町村が民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部を交付するもの
事 業 費	50,254,916,540 円(令和 5 年度)
上記に対する交付金交付額	27,617,654,096 円
不当と認める事業費	48,730,517 円
不当と認める交付金相当額	27,420,908 円

1 交付金の概要

子どものための教育・保育給付交付金(以下「交付金」という。)は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)等に基づき、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども(以下「給付認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定子ども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。